

「教職に関する科目」におけるオムニバス型授業の
設計と効果に関する研究：
「教育と社会」の授業を事例として

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-07-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 島田, 桂吾, 三ツ谷, 三善, 山口, 久芳, 長谷川, 哲也 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008902

「教職に関する科目」におけるオムニバス型授業の 設計と効果に関する研究

—「教育と社会」の授業を事例として—

島田桂吾*・三ツ谷三善*・山口久芳*・長谷川哲也**

Study on Design and Effect of the Omnibus-Type Class in "Subjects Related to Teaching Profession": A Case Study of "Education and Society"

Keigo SHIMADA, Mitsuyosi MITSUYA, Hisayoshi YAMAGUCHI, Tetsuya HASEGAWA

要旨

本研究では、「教職に関する科目」である「教育と社会」を対象として、教育社会学、学校経営、教育法規、教育行財政という視点を授業内容に盛り込みながら、重層的・立体的な現代日本の教育に迫ることができるオムニバス型授業を設計し、その成果と課題を分析することを目的としている。授業終了後の学生アンケートからは、教師として必要な資質能力の理解度や、授業の目標に関わる理解度の高まりなどの成果が確認された。一方で授業運営については、授業担当者同士の綿密な打ち合わせや、学生の授業に対する負担感などの課題も提示された。

キーワード：教職に関する科目、オムニバス型授業、研究者教員と実務家教員、ミクロとマクロの視点

1. はじめに

近年では、制度レベルあるいはカリキュラムレベルで教員養成の「高度化」や「質保証」が進められつつあるが、一方で個々の授業レベルでもそれらを達成するための取り組みが求められている。本研究の目的は、静岡大学教育学部 2 年生の必修科目である「教育と社会」をオムニバス型授業(複数の教員が各授業回を担当する授業)として設計し、授業進行の方法や授業の成果および課題を分析することで、「教職に関する科目」におけるオムニバス型授業の効果的な実施方法を検討し、大学における教員養成の「高度化」や「質保証」に資する授業方法のあり方を提示することである。具体的な研究目的は以下の 2 点である。

(1)「教育と社会」は、「教職に関する科目」のうち、教育職員免許法施行規則第 6 条別表第 3 欄に規定された「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」を含めることが必要な科目として開講されている。この項目を含めることが明記されたのは、昭和 62 年の教育職員養成審議会答申で「大学において教職に関する専門教育科目を弾力的に開設することができることをより明確にするため、現行の教職に関する専門教育科目の表現を履修すべき分野やそのねらい等を明らかにするように概括的な表現に改める必要がある」と指摘されたことに拠る。しかしながら、授業で扱う事項は基本的には担当教員に委ねられており、学生が学

ぶ内容は担当教員の専門分野に依存するため、こうした授業のあり方のままで、はたして答申に示された「概括的」な学びが達成されるのかという疑問は拭えない。近年では、学生がより実践的な内容を学ぶ機会を保証するために、教職大学院の創設や教育実践演習の開設などの政策が打ち出されていることもあり、「教職に関する科目」で含めるべき内容のあり方が改めて問われているといえる。このような政策的動向をふまえて本学部では、今年度の「教育と社会」の授業を、研究者教員 2 名と実務家教員 2 名の計 4 名から構成し、「理論と実践」の観点から概括的な授業プログラムを開発する。この授業プログラムでは、マクロ／ミクロな視点から教育や学校を理解することができる資質能力の育成を目指す。

(2)上記のような動きに加え、今後は横断的な知の構築や複雑な課題解決能力育成、さらに職業観育成のキャリア教育といった観点から、大学教育全体として多様な知を概括的に学ぶオムニバス型授業がますます促進される可能性もあり、こうした複数教員による授業形態のモデル設計が求められている。本事例では、授業設計／実施／効果検証／改善提案という一連の PDCA サイクルを構築し、オムニバス型授業のモデルを提示する。また、こうした検討を通じて、担当教員間の共通認識、連携や協力、役割分担等が図れるため、大学教育の FD 活動としての効果も期待される。

これらを踏まえて以下では、平成 26 年度の「教育と社会」で実施したオムニバス型授業の構想について

* 静岡大学大学院教育学研究科

** 静岡大学教育学部附属教育実践総合センター

述べた上で、4名の担当者の各授業概要および成果と課題を検討し、本授業全体の成果と課題について考察する。

2. オムニバス型授業の構想

平成25年度までの「教育と社会」では、A組～D組の4クラス編成で、1名の担当者(研究者教員)が1クラス15回の授業を担当していた。しかしながら、1名の研究者教員では高い専門性は確保されるものの対象領域は狭くなりがちであることから、「教職に関する科目」第3欄科目の「社会的、制度的又は経営的」を学生にできる限り網羅的に学習させることは難しい。そこで平成26年度前期(平成26年4月～7月)の「教育と社会」では、2名の研究者教員(教育社会学・教育法規)と2名の実務家教員(学校経営・教育行財政)がオムニバス形式で授業を実施することを企画した。平成25年度末から平成26年度初頭にかけて、4名の担当者で複数回の打ち合わせを行い、それぞれの専門領域の立場から議論した結果、以下のような授業の目標と構成、および具体的な授業計画・授業内容を確定させた。

2-1. 授業の目標と構成

本授業では、教育を社会的、制度的、経営的に概観することで、教育や学校の制度や組織、教師の仕事や役割といった観点から現代日本における教育の現状や課題をより深く理解する手掛かりを身につけることを目標として設定した。この目標に向けて、①教育社会学、②学校経営、③教育法規、④教育行財政の4分野から授業を構成し、4名の担当者がオムニバス形式で授業を実施する。

本授業を構成する4分野の内容は、以下の通りである。第一に教育社会学の分野では、教育の機能や構造、学校や教師の文化等について扱う。第二に学校経営の分野では、学校組織や教師の仕事、学校の危機管理、管理職の役割等について扱う。第三に教育法規の分野では、教育基本法や教育公務員特例法等の教育関連法規について扱う。第四に教育行財政の分野では、教育委員会制度、教職員の研修、教育改革の動向等について扱う。

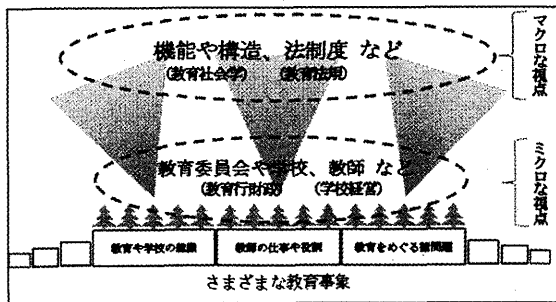


図1 本授業の構成

この4つは、教育を“機能や構造、法制度から俯瞰する”というマクロな視点と、“教育委員会や学校、教師から観察する”というミクロな視点であり、これらを融合した学びによって、重層的・立体的な現代日本の教育に迫ることをねらいとしている(図1)。

2-2. 授業計画

上記のような授業の目標と構成に沿って、4名の担当者が各3回(計12回)の授業を実施する。授業計画の概要は表1の通りであり、その中身については次節以降で具体的に示す。

本授業の計画には2つの工夫がある。第一に、授業が4分野にまたがることから、授業構成のイメージを学生に常に意識させることである。本授業では4名の担当者がそれぞれの専門領域の立場から授業を展開するオムニバス形式のため、ともすれば学生は、一つ一つの授業を細切れのものとして認識してしまい、4分野12回の体系的性が失われることになる。つまり、本時は何について学んでおり、その前後関係がどのようなものであるかについて、学生に意識させることが重要である。そこで授業計画では、1回目のオリエンテーションで4名の担当者が共通のパワーポイント資料を用いて授業の構成を丁寧に説明し、担当者がクラスを入れ替わる際には図2のようなポスターを用いて担当分野の位置づけを説明するなど、授業構成のイメージを常に学生に意識させることを心掛ける。第二に、8回目と15回目に中間まとめ(担当者2名分のまとめ)導入することである。本授業はできる限り網羅的な学習を目指す一方、時間的制約から授業展開が早くなることや、先に述べたように授業を細切れに認識してしまうなどの理由から、学習した内容や関連性が十分に定着しないことも予想される。そのため、2名の担当者の授業が終了した段階(8回目と15回目)で、そこまでの授業を振り返り、レポートを作成するという時間を設ける。

表1 授業計画(例:A組)

回	分野・授業内容	担当教員
1	オリエンテーション(授業の目標と内容、進め方、評価の方法等)	長谷川哲也
2	教育社会学① 教育の社会的機能とその特徴	長谷川哲也
3	教育社会学② 変動社会における教師の仕事と役割	長谷川哲也
4	教育社会学③ 子どもをめぐる今日的課題の構造	長谷川哲也
5	教育行財政① 教育行政の基礎(教育委員会制度について)	三ツ谷三善
6	教育行財政② 教職員研修の実際(静岡県教職員の研修)	三ツ谷三善
7	教育行財政③ 教育改革の課題(理想の学校教育の実現を目指して)	三ツ谷三善
8	中間まとめ(2～7回の授業分)	三ツ谷三善
9	教育法規① 教育法規の基礎(法体系、法令の読み方、法律用語)	鳥田桂吾
10	教育法規② 教育法規の体系(憲法、教育基本法、教育公務員特例法等)	鳥田桂吾
11	教育法規③ 教育法規の解釈(教職員制度、いじめ等の裁判)	鳥田桂吾
12	学校経営① 学校組織(教師はどんな仕事をしているの?)	山口久芳
13	学校経営② 校長の役割(校長はどんな仕事をしているの?)	山口久芳
14	学校経営③ 学校の危機管理(学校は様々な危機にどう対応しているか)	山口久芳
15	中間まとめ(9～14回授業分)、全体まとめ	山口久芳

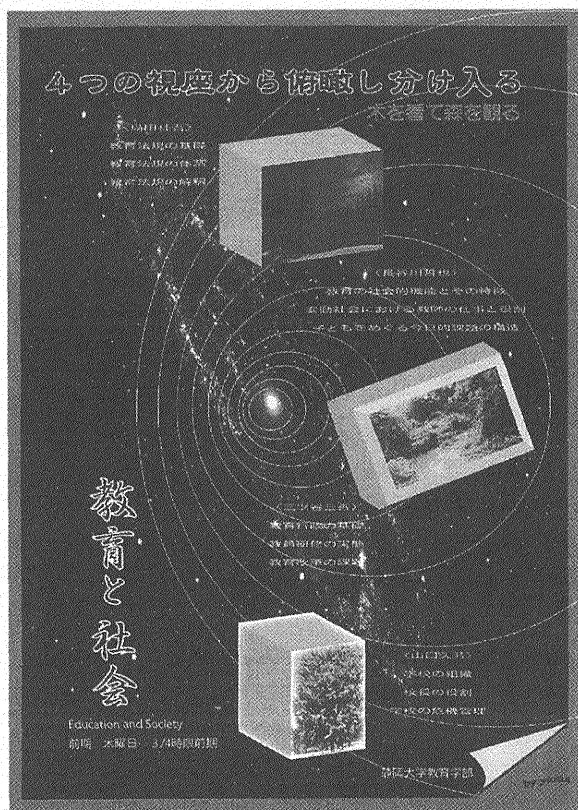


図2 授業構成のイメージ(ポスター)

なお、その他の授業計画については次の通りである。まずテキスト・参考書については、共通のものは使用せず、各担当者が授業時に適宜学生に提示する(各分野の担当者が授業で使用した参考文献等は最後に示す)。さらに成績評価の方法・基準については、担当者4名分の中間まとめと全体まとめて評価する。

3. 各分野の授業概要

上記のような授業の目標と構成、および授業計画にもとづき、以下では実際に授業を実施した教育社会学、学校経営、教育法規、教育行財政の4分野について、各授業の目標やねらい、各回(3回分)の授業内容、授業の成果と課題を検討する。

3-1. 教育社会学分野

3-1-1. 授業の目的

教育という営みは、それ自体が大きなシステムを構築しているとともに、他の様々な社会システムとも複雑に結びついており、それらを切り離して教育を語り、実践することはできない。本授業では、学校や家庭で日常的に行われている教育現象を、それ自体がもつ機能や構造といった視点、および他の社会システムとの関わりを通して理解することで、自明のものとして受け入れている言説化・神話化された教育的営みを冷静に捉える思考を育む。こうした学びを通して、教員を

目指す受講者が、自分自身の抱く教育像や教員像を見つめ直し、再構築することを目指す。

3-1-2. 各回の授業内容

本授業では、教育という営みを、それ自体がもつ機能や構造を理解したり、他の様々な社会システムと関連づけながら捉えたりすることで、教育に対する冷静な見方を提示する。そのため本授業では、第一に教育という社会的営みを捉えること、第二に教育を取り巻く社会を捉えること、第三に教育とそれを取り巻く社会との関係を捉えること、という3点が全体を通じての主要なテーマである。こうしたテーマに切り込むための授業内容としては、(1)教育の社会的機能とその特徴、(2)変動社会における教師の仕事と役割、(3)子どもをめぐる今日的課題の構造をとりあげる。各授業内容をそれぞれ1時限分(90分)で組み、具体的な授業内容は以下の通りである。

(1) 教育の社会的機能とその特徴(1時限目)

学生がこれまで「教育を受ける側」として知らず知らずのうちに受け入れ、内面化してきた規範や価値、習慣をあらためて問い直すため、「構造機能主義」や「社会化」という考え方で教育という営みを切り取り、教育や学校がもつ社会的機能とその特徴について理解することをねらいとした。

このねらいを達成するために、本時では潜在的なカリキュラムとその機能をとりあげ、具体的には以下の2つを例示した。ひとつめは、トイレの「赤い人/青い人」という表示により、色や形によって性別を認識していることから、学校教育において「男らしさ」や「女らしさ」といったステレオタイプの性別観が醸成されているという例である。ふたつめは、生徒であるA子と教師であるB男が学校内で生徒指導が成立することから、「生徒」と「教師」という関係や、「学校」という場が、両者の権力関係を規定しているという例である。この2つの例から、個人の行為は社会構造が求める何らかの役割を遂行するという「構造機能主義」と、子どもは社会の支配的な価値に向かい、社会の成員としての役割遂行に必要な能力を身につける「社会化」という考え方を示し、こうしたマクロな考え方で教育や学校を切り取ったときにはじめてみえる社会的機能やその特徴を理解させた。

(2) 変動社会における教師の仕事と役割(2時限目)

職業としての教師が誕生した近代以降、教職に対する社会の見方は、政治や経済、文化といった教育や教師を取り巻く環境と歩調を合わせるように変化しており、教師が社会的存在であることを確認する。その上で、変動社会の中で教師に求められている今日的な仕事や役割について理解することをねらいとした。

このねらいを達成するために、本時では近代以降に展開されてきた「聖職者論」と「労働者論」という2つの教職観を対比させた。まず「聖職者論」では、明治以降に天皇を中心とした国家体制を樹立するための担い手として、教職は天から与えられた職業(天職)であるという性質が強調され、清廉潔白な存在として社会の信任を得ていったことを学習させた。次に「労働者論」では、敗戦を機に、日本国憲法のもとで民主主義社会の樹立を目指し、権利としての教育を実現することが求められる中で、教師もまた経済的地位や労働者としての権利を主張する存在となったことを学習させた。このように激動する社会を背景として登場した「聖職者論」と「労働者論」という2つの教職観を通して、教師が社会とは切り離された学校の中だけで生きる存在ではなく、むしろその仕事や役割を社会が規定する側面もあることを理解させた。その上で、「教師が自分の子どもの入学式に出席するため、勤務校で担任を務める1年生の入学式を欠席した」という事例から、今日求められている教師の仕事や役割について考えさせた。

(3) 子どもをめぐる今日的課題の構造(3時限目)

教育現象には固定的な見方(言説・神話)が存在しており、こうした見方は時に現象を正確にとらえる妨げとなる。そのため、データから現象を観察することや、マクロな視点から枠組みを捉えることで、今日的に「教育の課題」とされる現象の構造を理解することをねらいとした。

このねらいを達成するために、本時では「教育の課題」とされる「いじめ」をテーマとして、公的な統計データと理論的研究の知見から、いじめという現象に迫った。まず「教育の課題」とされる背景について、1980年代以降、いじめがマスメディアを通じてセンセーショナルに報道されることにより、いじめが「よくないこと」として認識される枠組みが社会的に共有されるようになったことを示した。その上で、いじめの認知(発生)件数の統計をみると、いじめに対する社会的なまなざしの変化によって定義や調査方法が変更されており、それに伴って統計の数値が乱高下することを確認した。さらにいじめを行為レベル単純にみれば「被害者」と「加害者」の二者間関係しかみえないが、現象としてマクロな視点でみればその二者を取り巻く「観衆」と「傍観者」という四層構造であることを確認した。いじめに対するこうした見方の転換により、今日的に「教育の課題」とされる現象を構造的に捉える重要性を理解させた。

3-1-3. 成果と課題

本授業の成果と課題については、後述するように、授業前後に実施した受講生への質問紙調査の分析をま

つことになるが、授業時のコメントペーパーや中間まとめ、全体まとめなど結果から、現状では以下のようにまとめることができる。

成果としては、授業でとりあげたテーマや事例は学生の関心の高いものであり、興味をもって取り組めたとの意見がコメントペーパーや中間まとめで寄せられた。また、本授業の重要なねらいであった、教育という営みを客観的・相対的にみる視点が養われたとの意見も多く、今日の教育のいったい何が「課題」であるかを見極めたいとの声もあった。一方、教育や教員を取り巻く社会の厳しいまなざしを理解する中で、「教員になろうか迷った」という学生も少なからずいた。このことは、教職アスピレーションを減退させたともいえるが、それでも自分自身の進路を冷静に見つめる姿勢が養われたと考えることもできよう。

課題としては、本授業は、教育社会学の理論的研究の知見などをもとにしたことから、コメントペーパーでは授業内容がやや難解であった点が指摘された。また授業時間数が1クラスあたり3回という制限の中で、重要な見方や考え方をできうる限り習得してもらいたいとのねらいから、1回の授業で提示する情報量が多かったことも、学生の理解の妨げになった可能性がある。

3-2. 学校経営分野

3-2-1. 授業の目的

全ての授業の1時間の流れは、最初の15分ほどで、その授業内容に関する法規についてテスト形式で理解を深めさせた。例えば、「児童・生徒の教育等をつかさどる」。これに当てはまる職階名を答えさせたり、その関連法規である学校教育法についての基礎的な押さえを行った。

次に現場での具体的な実践を話した。全体構想上で意図した事は、最初は、教師という仕事の苛酷さ多忙感を克明に説明した。次に荒れた学校での体験を元に生徒指導の困難さや「性行不良生徒」への法的措置について話した。最後は、校長の仕事である。

構成の意図は、教師という職業は、決して学園ものをテーマにした映画の様に点としての非日常があるのではなく、日常という連続上の地道な営みがあり、その結果として様々な感動ややりがいがあるからである事を何としても伝えたかった。それは、学生は、十数年という月日を学校で過ごして来てはいるが、当然の事ながら教師としての視点で学校や教師を見ては来なかったし、感動的に語られる学園ドラマも彼らの学校のイメージとして少なからずあると思っていたからである。その既成概念を先ずは崩したかった。現実を直視させ、その上で「教師になる」という強い決意を持たせたかったという思いが授業を構想する上で考えた事である。3時間目には、38年間の教師生活で得

られた感動ややりがいや生き甲斐を熱く語った。やはり、多くの優秀な若者に教員を目指して欲しいと思うし、それが、実務家教員としての私の大学での使命だと思ったからである。その思いは、学生に通じたと思っ

ている。詳細は、学生の感想をお読みいただきたい。

3-2-2. 各回の授業内容

(1) 教師の1日の勤務を知る(1時限目)

実際の現場に出向き、ある若手教師の終日の行動を写真に撮って来たものを提示し、それぞれの場面での教師の児童・生徒への具体的な働きかけやその言動の意図を考えさせた。

次に給料以外の手当、例えば主任手当、部活動手当や宿泊を伴う修学旅行での手当についてもその詳細を説明した。

1時限目の主な感想は以下の通りである。

「・・・手当は、バイトの時給よりも安いものもあり、非常に厳しい仕事だと思った。」

「・・・先生の大変さがいたほど分かった。今度、中学に遊びに行き、当時の非礼を詫びたいと思った。」

(2) 中学校の生徒指導とその対応(2時限目)

生徒指導困難校での実態を話した。この授業で一貫して強調した点は、「排除の論理」では、学校を建て直す事は難しいという事であった。法的な措置で学校の荒れを立て直した話もしたが、法による抑止も性行不良生徒を最後の手段として「法によって守った」という事を強調した。

2時限目の主な感想は以下の通りである。

「・・・生徒指導について自分の考えが変わった。生徒を指導するという事は罰するという意味ではなく、秩序の安定とともに該当生徒を守るのだという事がよくわかった。」

「自分が教師になった時、先生のような対応が出来るか不安になった。」

(3) 校長の仕事(3時限目)

校長は、明確なビジョンによって職員を率いる事が大切であること。私の座右の銘が、「無識の指揮官は殺人犯なり」であり、リーダーとしての決意を話した。併せて、教え子達や同僚達と苦楽を共にした充実した日々を熱く熱く語った。涙ぐむ学生もいた事は、次代を担う学生に私の熱い思いが少し通じたことをうれしく思った。

3時限目の主な感想は以下の通りである。

「教員になろうか悶々として悶々としていましたが、はっきり『なる』と決意しました。」

「山口先生は、何を私たちに伝えようとしているかがよくわかり、話題が豊富で3時間の授業全てに引き込まれました。」

「理想の教師像が見つかりました。ありがとうございました。」

3-2-3. 成果と課題

評価である。私の担当は、教育現場の実践を語り知らせる分野であるので、評価がし難い面がある。感想という形で、評価をしたが、今後このオムニバス形式で実施する場合は、4分野を統合させた形での評価を考えて行く必要がある。

3-3. 教育法規分野

3-3-1. 授業の目的

教育法規分野では、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」のうち「制度的事項」を取り上げ、教育事象を教育法規(制度的側面)に基づいて捉える力量を養うことを目的として設定した。

3-3-2. 各回の授業内容

本授業では、教育事象を制度的側面から捉えることで、教育を法規に基づいて考察する視点を身に付けることを目標とした。こうした力量を身に付けるために、(1)教育法規の種類・体系・解釈、(2)学校・義務教育の制度的理解、(3)教員の制度的理解を授業内容として取り上げるとともに、条文を読む時間や法律の解釈についてグループで意見交換するなど、作業時間を意識的に取り入れた。具体的な内容は以下の通りである。

(1) 教育法規の種類・体系・解釈(1時限目)

学生に「法規とは何を指すのか?」と問いかけたところ、「法律のこと」という回答があったため、法体系図の空欄に入る用語を考えさせる作業を行い、成文法には国家法令である憲法・法律・政令・省令、自治法令として条例・規則等があることを説明し、「法律は法規の一種類」であることを理解させた。

次に、教育法規の種類が複数あることを理解させるために、日本国憲法及び教育基本法・学校教育法などの体系図を示し、教育法規は複数の法規が関連し合いながら成立していることを示した。さらに、「教育課程は誰が作成するのか?」と問いを提示し、資料として配布した教育課程について規定した法規(学校教育法第33条、学校教育法施行規則52条、小学校学習指導要領等)の条文を参照させながら、「文部科学大臣が公示する教育課程の基準である学習指導要領の範囲内で各学校が策定する」ことを理解させた。

また、「学習指導要領に違反した授業を行った教員は法律違反になるのか?」という問いを提示して、グループで意見交換した後に、伝習館高校事件最高裁判

決(H2.1.18)を紹介して「法律の委任」概念の説明を通じて、「授業」も教育法規に基づいて成立していることを理解させた。

さらに、「旧教育基本法(1947年)と現行教育基本法(2006年)を読み比べて、変化に気づいたこと」を次回までに考えてくることを宿題に課した。

(2) 学校・義務教育の制度的理解(2時限目)

最初に、1時限目で宿題に課した教育基本法の変化についてグループで意見交換を行い、現行教育基本法について「時代の変化が反映されている」「個人の内面に関係する言葉が目立つ」などの意見を紹介した。その後、教育基本法の基礎的な事項の解説を行った上で、法律は社会の変化に対応させて変えられるが、国会の政治状況の影響を受けやすいことを理解させた。

次に、「学校の種類を教えてください」と学生に問いかけ、小学校や日本人学校、予備校、自動車学校などの回答を得た。その後、「一条校」「専修学校」「各種学校」「在外教育施設」「大学校」「無認可校」等の分類を示すとともに、「法律に定める学校」とは「一条校」を指し、「公の性質」を担保するために、特例を除き、国、地方公共団体、学校法人のみ設置が認められていることを説明した。また、義務教育制度について、就学義務と学校設置義務の概念を説明した後、「日本に住む外国人に就学義務はあるのか？」などクイズ形式で問題を提示し、義務教育制度の解釈を理解させた。

さらに、「教科書はどこが採択するのか？」という問いを提示し、地方教育行政法と教科書無償措置法の解釈をめぐる文部科学省と竹富町の主張を紹介するとともに、法律の間で矛盾が生じる場合もあるため、法律が規定している根拠を考察する重要性を理解させた。

(3) 教員の制度的理解(3時限目)

まず、教員制度に関連した教員採用試験問題を、地方公務員法と教育公務員特例法を参照させながら解かせた。その後、教育基本法、地方公務員法、教育公務員特例法の一部条文を取り上げ、一般公務員と比較して特例はあるが、懲戒処分と分限処分、指導不適切教員等の存在があることを示した。

次に、実際に起きたいじめ自殺事件の概要を読ませた上で「(この)学級担任が損害賠償として保護者にいくら支払ったか？」という問いを提示し、グループで予想させた。その後、国家賠償法の趣旨を解説しながら、教員個人に損害賠償請求がなされないなど、法律で守られていることを示し、法規を学ぶ重要性を理解させた。また、教員の責任は重責であることから、自己の崇高な使命を自覚しながら「学び続けること」の重要性も理解させた。

3-3-3. 成果と課題

各回のコメントペーパー及び中間レポートに寄せられた学生のコメントから、本授業の重要なねらいであった「教育事象を法規に基づいて考察する」視点が養われたとの意見が多く、「教育法規を勉強する重要性が理解できた」という意見が多数寄せられた。また、具体的な教育事象をクイズ形式やグループワークの問題として提示したことについて「法律を身近なものとして感じる事ができた」という意見も寄せられた。一方で、「3回の授業だけでは理解することが難しかった」「他の法律も取り上げてほしかった」のように、授業回数が限定される中で教育効果をいかに高めるかという課題が析出された。

3-4. 教育行政分野

3-4-1. 授業の目的

教育委員会の視点から、学校の教育活動を考察する。現在、改革の渦中にある教育委員会の制度の理解から入り、中央教育審議会答申(平成24年)に掲げられた「学び続ける教師像」との関連から教職員の研修、さらに教育委員会が設置した有識者会議による学校教育の改善施策の提言について学ぶ中で、それぞれの内容について、基礎的な知識を身につけるとともに、自ら課題を発見し、解決に向けて考え続ける姿勢を養う。

3-4-2. 各回の授業内容

(1) 教育行政の基礎—教育委員会制度について—

地方における教育行政の執行機関である教育委員会は、学校の教育活動を所管するだけに、教職を志す者として、制度の概要、歴史的変遷、及び現在進行中の改革の方向性について理解を深めることをねらいとした。

制度については、教育委員の集まりである教育委員会(狭義)と教育長及び事務局を含めた教育委員会(広義)があることをおさえた。次に、レイマンコントロール、政治的中立性、継続性・安定性等の教育委員会の果たす役割、また教育委員長と教育長の違いに留意しつつ、教育委員の任命の在り方について理解させた。教育委員会制度の歴史については、戦後、教育の民主化の中で、教育委員会制度は誕生し、教育委員は住民の直接選挙で選ばれたが、米ソの冷戦下、逆コースが進行し、地方教育行政法が制定され、教育委員は首長による任命制に変わった。また、その後の同法の改正を団体自治及び住民自治の強化の観点から理解させた。制度の改革については、今なぜ教育委員会が問われるのかを、大津市の中学生のいじめ自殺事件と首長の教育委員会批判を基に説明した。新たな教育委員会制度については、中央教育審議会が示した制度改革案と別案を取り上げ、それぞれの案における首長、教育委員会(狭義)、教育長の位置づけに注目させた。そ

の後、国会に提出された改革案について、首長の主宰する総合教育会議、教育委員長と教育長を統合した新教育長を中心に、課題を含め考察させた。

(2) 教職員研修の実際—静岡県の教職員の研修—

教員免許を取得し、教員採用試験に合格し、教員になることがゴールではなく、教員は常に自身の力量の向上に努めることが求められ、「学び続ける教師」を支援する制度が教職員研修である旨を理解することをねらいとした。

まず、教職員研修について、教育基本法、地方自治法、教育公務員特例法の規定から、教職員の研修は義務であるとともに権利であるとの認識が大切であることをおさえた。研修の具体については、静岡県教育委員会が策定した「静岡県教職員研修指針」(平成 23 年)及びそれに基づく実際の研修内容を教材とした。教員に求められる資質能力に関する中央教育審議会答申を踏まえ、静岡県教育委員会は、求める教職員像を「頼もしい教職員」としている。また、「頼もしい教職員」とは「教育活動に深い理解と熱意を持ち、その職種の専門領域に精通するとともに、広い視野を備えて業務に取り組む、心身ともに健全な教職員」であり、教員の場合、授業力、生徒指導力、業務遂行力、マネジメント力の具備が求められることを解説した。研修体系については、採用から 10 年間で若手育成期間としていることから、法定研修としての初任者研修及び 5 年経験者研修の内容を理解させた。初任者は学習指導や生徒指導等の基礎的な知識・技術を身に付けるため、幅広い内容が用意されていること、また 5 年経験者研修は授業力向上に特化し、教育センターでの研修と学校での授業実践を結び付け、PDCA サイクルを回しながら進める「授業支援訪問」に特色がある点を力説した。また、初任者が安心して 4 月を迎えられるように、近年は採用前研修も行われていることも紹介した。研修は、初任者研修や 5 年経験者研修のように義務として参加するものの他、採用前研修のように希望により参加できる研修があるので、積極的に参加し、教員としての力量向上に努めるべきことを確認し、まとめとした。

なお、研修の評価の在り方について、研修担当機関がどのような研修を行ったかというアウトプット指標ではなく、その研修によって参加者の意識や行動がどのように変化したかを見るアウトカム指標を採用していることに触れ、これは授業評価にもつながることに気付かせた。

(3) 教育改革の課題—理想の学校教育の実現を目指して—

静岡県の学校教育の課題を全体的に把握すること、および諸課題への対応の在り方について学ぶことをね

らいとした。

静岡県教育委員会が設置した有識者会議である「理想の学校教育具現化委員会」の提言を手がかりとして、学習を進めた。同提言は「学校を取り巻く実態状況調査報告書」を基にしていることから、まずその内容を概観させた。それを踏まえ、教育の目的から入った。この箇所は長谷川の授業と関連がある。提言は、目指すべき学校教育の姿を「一人一人の子どもが、様々なかかわりの中で、それぞれの資質・能力を伸張し、社会性を身に付ける」こととしたが、教員は長時間労働から、授業力向上のための時間が確保できていないとしていることに着目させた。そこで、学校教育の改善を図るために、提言は、教員の子どもと向き合う時間の拡充と指導準備時間の確保に向けて、施策提言をまとめていることを理解させた。その際、子どもと向き合っていく指導の質を高めるためには、子どもと向き合わず、指導の準備を行う時間の確保が必要であることを確認した。数々の施策の中では、静岡県の特色である「静岡式 35 人学級」を特に取り上げ、その内容及び成果と課題について説明した。施策推進上の留意点にも触れ、施策の優先順位、国と地方の役割分担、市町教育委員会等との連携・協働が大切であることをおさえた。最後に、静岡県教育委員会の施策提言の具現化状況を見てまとめとした。

3-4-3. 成果と課題

成果としては、以下の通りである。

ア 学生の持つ知識・情報や悩み等、学生の実態を踏まえた授業ができた。

教育委員会制度は、教員を目指す学生にとって大変重要な制度である。また、ちょうど授業を行っている間に関係の法律改正があり、ホットな話題であった。コメントペーパーには、授業によって正確な知識を持つことができたことがたくさん記されており、有意義な内容となったと思われる。

イ 学生相互及び教員と学生のコミュニケーション—紙上討論—を促進した。

コメントペーパーに寄せられた感想・意見を、次時の授業の冒頭に配布したが、「他の人のコメントを知ることができるのがとてもよかった。なるほど、こんな考えもあるんだなと感じることがたくさんあった。」とする感想に代表されるように、コメントペーパーが学生同士のコミュニケーションの材料になった。

例えば、「教職員研修の実際—静岡県の教職員の研修—」の授業で、本県の公立学校教職員の研修体系の説明に際し、特別研修としての教職大学院派遣に触れた。関連する事柄として、教育学部の 4 年時に、本県の教員採用試験に合格し、2 年間教職大学院での研究に専念でき、院修了後そのまま教員に採用される制度のことを説明した。その際、「教員は子どもに接して

こそ教育力が磨かれる」ということも言われるので、「目指すは、教職大学院か、学校現場か、あなたの考えを、コメントペーパーに」と投げかけた。結果は、両論が寄せられた。「私は早く卒業して経験を早く積みみたいとは思わない。4年間では、自分の専攻の勉強もあるし、やはり教育に関する勉強は必要最低限になるだろうし、それですぐ実践となると不安に思う。教職大学院に行くのも考えてみようと思った。」一方、「私は教職大学院に行って学ぶよりも、より早くに現場に入りながら学んでいく方が経験値も上がり、応用力もつくと思う。もちろん基礎的なこともしっかり学べると思う。」との意見もあった。私からは、第三の道として、教員になって経験を積んでから現職教員として推薦を受け、教職大学院に派遣される制度(上述した特別研修)について、改めて補足説明した。

課題としては、以下の通りである。

ア 自主学習の促進

提示した参考文献の予習等により自主的な学びを促すこと。

イ 演習の時間の確保

コメントペーパーではなく、授業の中で、課題に関して学生の意見を聞いたり、学生相互に議論させたりする演習の時間を確保すること。

ウ パワーポイントの画面の工夫

「レジュメが字ばかり。もっとかみ砕いてほしい。」というコメントもあったので、レジュメ(パワーポイントの画面)を、より見やすいものにする。レジュメがノートのようになっていて、先生の話の聞きながら書き込めるので、とても便利であった。」というコメントもあり、見やすさとノートとしての情報量の両立が課題である。

4. 本授業全体の成果と課題

(1) 質問紙調査から見る成果と課題

本授業の教育的効果や学生の満足度、さらに教職志望度の変化等を分析するために、第1回に「授業開始時アンケート」、第15回に「授業終了後アンケート」を実施した。

まず、「授業終了後アンケート」では、本授業の全体的な満足度を把握するために、「この授業は4名の教員が各3回ずつ講義をするオムニバス形式で実施しましたが、各回の授業内容は理解できましたか」「この授業は実務家教員がミクロな視点で、研究者教員がマクロな視点で、それぞれ授業を行いました、その視点の違いは理解できましたか」「この授業の総合的な満足度はどの程度ですか」という設問に対して、「1.十分理解(満足)できた」「2.ある程度理解(満足)できた」「3.あまり理解(満足)できなかった」「4.ほとんど理解(満足)できなかった」という4件法で尋ねた。結果は、図3の通りである。「十分理解(満足)でき

た」「ある程度は理解(満足)できた」を合計すると、いずれの設問も90%以上が肯定的な回答を示した。特に「満足度」は「十分理解(満足)できた」と回答した割合がもっとも高い結果となった。また、「視点の違いの理解」については、「十分理解(満足)できた」「ある程度は理解(満足)できた」を合計した場合ももっとも高い結果となり、オムニバス形式の利点を実感してもらえたことが窺える。他方、「授業内容の理解度」は「十分理解(満足)できた」は30%弱に留まった。これは、各回の授業内容によって理解度が異なることが要因であると推察される。今後は学生が理解度を実感できるような課題を出すなどの工夫が必要であろう。

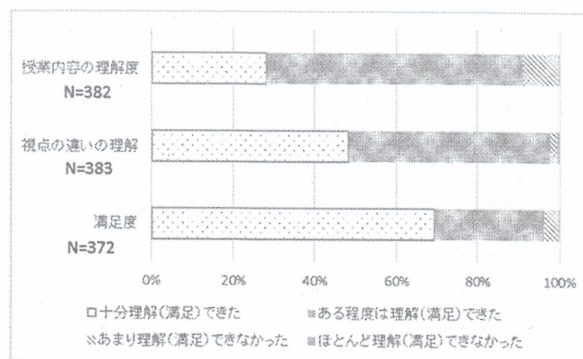


図3 授業全体の満足度

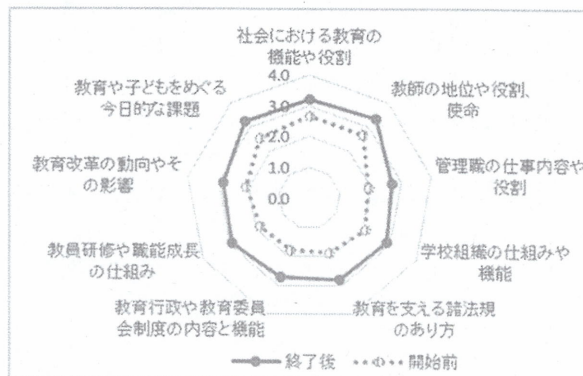


図4 教師として必要な資質能力の理解度

続いて、「授業開始時アンケート」と「授業終了後アンケート」で同一の質問項目について、どのような変化が見られたのかについて分析する。

まず、「教師として必要な資質能力のうち、あなたは、現在、以下のことをどれくらい理解しているとおもいますか」という設問に対し、「4.十分理解している」「3.やや理解している」「2.あまり理解していない」「1.理解していない」の4件法で尋ね、各項目について平均値をレーダーチャートに表記したものが図4である。いずれの項目においても、「授業開始時」より「授業終了後」の方が平均で0.8ポイント高

い数値を示しており、本授業を通じて教師の仕事の理解度が一定程度高まったと実感していることが窺えた。特に、「教員研修や職能成長の仕組み」は 1.1 ポイント高くなっていることを鑑みると、これまでは「教師になること」という視点から「教師としてどのように成長していくか」という視点が加わったと推察される。この視点をさらに生かすためには、例えば「教職履修カルテ」を省察する手段として活用するなどを検討してもよいだろう。

次に、「本授業の目標と関わって、あなたは現在、以下のことをどれくらい理解していると思いますか」という設問に対し、「4.十分理解している」「3.やや理解している」「2.あまり理解していない」「1.理解していない」の 4 件法で尋ね、各項目について平均値をレーダーチャートに表記したものが図 5 である。いずれの項目においても、「授業開始時」より「授業終了後」の方が平均で 0.5 ポイント高い数値を示しており、授業を通じて教師として必要な資質能力を一定程度高まったと実感していることが窺えた。特に、「学級経営・行事に関する知識や技能」は 0.7 ポイント高くなっていることを鑑みると、これまでは「教師の仕事＝授業」という視点から、「学校組織の一員としての教師」という視点が加わったと推察される。他方、「自分で考え、判断し、主体的に行動する力」は 0.4 ポイント増に留まっており、よりグループワーク等に主体的に参加できるような働きかけ等を工夫する必要があるだろう。

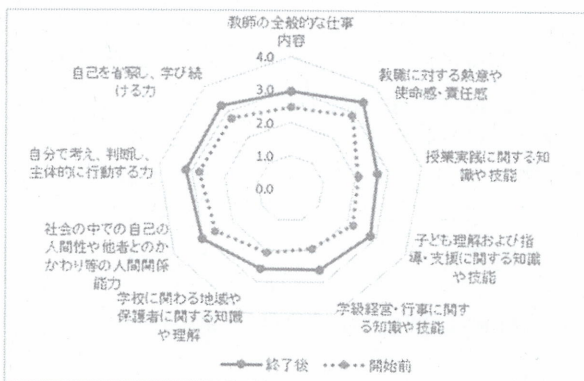


図 5 本授業の目標に関わる理解度

最後に、「教職志望度」の設問について「1.絶対になりたい」「2.かなりになりたい」「3.ややになりたい」「4.なりたいたとは思わない」「5.未定・わからない」の 5 件法で尋ねた結果が図 6 である。その結果、「開始時」と「修了時」ではほとんど変化がないことが分かった。教師として必要な資質能力の理解度や授業目標に関わる理解度は高まったと実感しているも、教員になりたいと思うかどうかは別問題として捉えている実態が明らかになった。ただ、「量の変化」は見られないものの、図 4 及び図 5 の結果を鑑みると、

「質の変化」はあったと推察される。この点をさらに明確に把握するためには、開始時と終了時に同一 ID を記入させるなどの工夫が必要である。また、授業の中で自らのキャリア成長の目標等を記入する「キャリアデザインシート」のようなツールを使用するなどを検討が必要であろう。

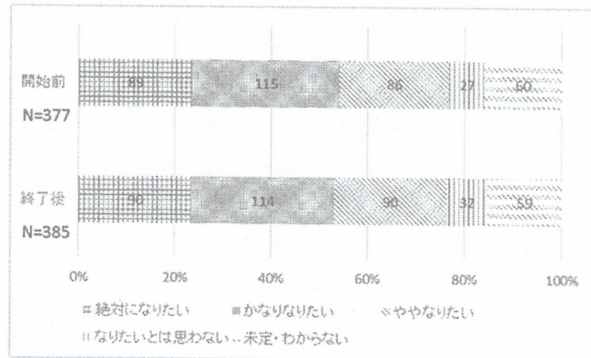


図 6 教職志望度

(2) 授業改善に向けた運用上の課題

本授業は、4 名の担当者が 4 クラスで同時に展開するというオムニバス型授業であり、「教育と社会」という科目では初めて試みた授業形態であったため、実施期間を通して運用上の課題が少なからず浮き彫りとなった。

まず、学生の学びに関連して、4 名の担当者が各 3 回という限られた回数の中で授業を実施したため、どうしても内容が膨れ上がり、一つの事柄を深く追求することが難しくなるといった課題が生じた。授業で扱った内容をさらに深めて学習するためには、その前後で効果的な宿題を課し、授業と予復習との関連性を高めていくことが必要となろう。一方で本授業では、中間まとめとして計 4 回(各担当者 1 回)のレポートを課したため、学生からは負担が大きいと意見も聞かれた。学生にレポートを作成する十分な時間を与えて負担感を軽減するためにも、レポート課題は早めに提示する必要がある。また、担当者が変わる際には、欠席した学生や特別に指導を要する学生などへの連絡や対応がスムーズに進まないこともあった。そのため、とくに授業の変わり目では引き継ぎ事項を確認し、担当者同士で学生に関する情報共有を十分に心掛けることが重要であろう。

次に、成績評価に関連して、中間まとめで課したレポートの採点基準を事前に協議していたが、実際に採点すると若干のばらつきが生じた。学生は 4 名すべての教員が課したレポートを提出するため、教員個人の採点基準が一定であれば学生が不利益を被ることはないが、レポートの採点基準をどのように定めるのかについては、あらためて検討する必要があるだろう。

さらに、その他の課題としては、4 名の担当者が 4

クラス同時に授業が進行するため、1名の教員が休講とせざるをえない場合の対応が難しいということである。今年度に関しては、あらかじめ休講となりそうな日程がわかっていたため、予備日を設けることで調整した。今後、急な休講が生じた場合には、授業期間後に補講で対応せざるをえないだろうが、間隔が開くことで授業の流れが切れてしまうなどの課題が生じるだろう。さらに「教育と社会」は免許状取得のための必修科目であり、1クラスあたりが100名前後という受講者の多い授業である。そのため、使用できる教室が限られており、例えば机や椅子が固定されている教室を使わざるをえないことから、能動的な授業が展開しづらいといった課題も浮かび上がった。

以上、学生の学びや成績評価、その他の運用面での課題は決して少なくないが、新たな授業形態を試みながらこそ明らかになったのもであると前向きに捉えたい。今後も担当者同士の綿密な打ち合わせや連携・協力のもと、試行錯誤を重ねながら一つ一つの課題を克服していく必要があるだろう。

6. まとめ

教員の大量退職期を迎え、世代交代が進行している今日、若手教員の育成は重要な課題となっている。

そのような中、静岡県教育委員会は、採用から10年間を若手の育成期間として捉え、若手の力量形成を図る研修の充実に努めている。

静岡県教育委員会が、平成23年に策定した『静岡県教職員研修指針』は、研修体系の中で、経験段階に応じた研修課題を示しており、基礎期(経験1年～5年)については、「学習指導、生徒指導、学級経営、校務分掌等、教育活動に必要な基礎的な知識・技術を習得し、組織の一員として行動する実践的指導力を身に付ける。」としている

また、初任者研修については、研修の目的を「教育に対する理解を深め、教育公務員としての自覚を高めるとともに、自己の特性や課題を把握し、実践的指導力の向上を図る。」と定めている。

「教育と社会」の授業内容は、研究家教員2人(教育社会学・教育法規)がマクロの視点から、実務家教員2人(学校経営・教育行財政)がミクロの視点から、それぞれの専門性を発揮し、全体として学校における教育活動を概観するものである。4人の担当者の各視点からの内容は、上記に示された静岡県教育委員会が若手教員に求めるものと合致するものと考えられる。

こうした授業を展開した結果、受講した学生のアンケートをみると、学校教育に関する基本的な知識を習得すると共に、今日の学校教育をめぐる諸課題について理解を深めることができたかと推察される。また、学校の教育活動について、理念に加え、実情にも触れる中で、教育実践についてイメージを持つとともに、学

び続ける教師の歩みについて展望を持つことができたのではないだろうか。

アンケートからは、本授業を受けることによる、教職志望度の顕著な高まりは確認できなかったものの、量的な変化がないことが質的な変化を伴っていないとも言いきれないだろう。本授業を通じて教職に対する理解を深め、クリアなイメージが形成できたことで、例えば漠然と教師になりたい／なりたくないと考えていた学生が、より具体的で現実的な職業展望をもって、進路を選択できるようになったと推察される。

[参考文献]

- 姉崎洋一他(2009)『ガイドブック教育法』三省堂。
市川昭吾(2009)『教育基本法改正論争史』教育開発研究所。
伊藤真(2014)『現代語訳日本国憲法』ちくま新書
荻谷剛彦・濱名陽子・木村涼子・酒井朗(2011)『教育の社会学』有斐閣アルマ。
坂田仰/河内祥子/黒川雅子(2012)『図解・表解教育法規』教育開発研究所。
杉原誠四郎(2002)『教育基本法—その制定過程と解釈<増補版>』文化書房博文社。
新藤宗幸(2014)『教育委員会制度—何が問題か』岩波書店。
武井敦史(2014)「キャリアデザインシートの作成」『教職研修』No.503、pp.108-109。
田中耕太郎(1947)『教育基本法の理論』有斐閣。
田中荘一郎(2007)『逐条解説 改正教育基本法』第一法規。
静岡県教育委員会教育政策課(2011)『静岡県教職員研修指針』静岡県教育委員会
中嶋哲彦(2014)「教育委員会廃止論を問う」『世界』No.854、pp.192-200。
森田洋司(2013)『いじめとは何か』中央公論新社。
柴野昌山編(1993)『社会と教育』協同出版。
山口久芳(2013)『観の遺言 108話』
油布佐和子編著(2007)『転換期の教師』放送大学教育振興会。
理想の学校教育具現化委員会(2008)『理想の学校教育の実現を目指して(提言)』静岡県教育委員会生涯学習企画課。

[付記]

本研究は、平成26年度静岡大学教育学部附属教育実践総合センタープロジェクト(公募型プロジェクト)経費の交付を受けた(研究代表者：島田桂吾)。